

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成27年 1 月 23 日

金 曜 日

第 3862 号

## 目 次

### 告 示

- 土壤汚染対策法第 6 条第 1 項の規定による要措置区域の指定 1
- 土壤汚染対策法第11条第 1 項の規定による形質変更時要届出区域の指定 2
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始 3

### 公 告

- 富山中央警察署放置車両確認事務委託に係る一般競争入札の実施 4
- 物品等の売却に係る一般競争入札の実施 9

~~~~~

## 告 示

~~~~~

### 富山県告示第26号

土壤汚染対策法第 6 条第 1 項の規定による要措置区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域に指定するので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成27年 1 月 23 日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 指定する区域

高岡市本郷二丁目 300 番 9、302 番 1、302 番 4、334 番 1、335 番、336 番、337 番 1、337 番 2、338 番 1、362 番 1、横田 339 番 1、339 番 4、339 番 5、359 番 1、362 番 6 及び 362 番 7 の一部

#### 2 特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

#### 3 当該区域において講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

**富山県告示第27号**

土壤汚染対策法第11条第1項の規定による形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、次のとおり土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域に指定するので、同条第3項において準用する第6条第2項の規定により公示する。

平成27年1月23日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 指定する区域

高岡市本郷二丁目 300番1、300番2、300番6、300番9、301番1、301番2、334番1、335番、337番2、362番1、横田 339番1、359番1、362番6及び362番7の一部

## 2 特定有害物質の種類

セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

**富山県告示第28号**

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において1月23日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成27年1月23日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
----------------	-----	------------	----	---------------	-------------	------

県道 坂本長附線	富山市坂本 353番から	変更前	最大 6.9 最小 5.5	153.4	富山土木 センター
	富山市坂本 353番まで	変更後	最大 13.8 最小 10.1	153.4	
県道 東猪谷富山線	富山市赤田 358番3地先から	変更前	最大 9.5 最小 6.2	10.0	富山土木 センター
	富山市赤田 368番2地先まで	変更後	最大 9.5 最小 9.5	10.0	
県道 立山舟橋線	中新川郡舟橋村古海老江 225番から	変更前	最大 8.9 最小 5.7	71.0	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡舟橋村竹鼻 148番 4まで	変更後	最大 10.5 最小 8.0	71.0	

## 富山県告示第29号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において1月23日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成27年1月23日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 坂本長附線	富山市坂本 353番から 富山市坂本 353番まで	平成27年1月23日	富山土木 センター

県道 東猪谷富山線	富山市赤田 358番3地先から 富山市赤田 368番2地先まで	平成27年1月23日	富山土木 センター
県道 立山舟橋線	中新川郡舟橋村古海老江 225番から 中新川郡舟橋村竹鼻 148番4まで	平成27年1月23日	富山土木 センター 立山土木 事務所

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

**富山中央警察署放置車両確認事務委託に係る一般競争入札の実施**

富山中央警察署放置車両確認事務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の6 第 1 項の規定により公告する。

平成27年 1 月 23 日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 入札に付する事項****(1) 委託業務の名称**

富山中央警察署放置車両確認事務

**(2) 委託業務の内容等**

入札説明書及び委託仕様書による。

**(3) 委託期間**

平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月 31日まで

**(4) 履行場所**

富山中央警察署管轄区域

**2 入札に参加する者に必要な資格**

入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成26年富山県告示第 163号）第 1 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富

山県規則第17号) 第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に、A又はBの等級で登載されている者であること。

- (3) 富山県の指名競争入札において指名停止を受けていない者であること。
- (4) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定に基づく放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務に係る富山県公安委員会の登録を受けており、入札参加資格確認時において同法第51条の13に規定する駐車監視員資格者証の交付を受けている者を6名以上確保している者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件にかかるものを含む。以下同じ。)をしていない又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。
- (7) 民事再生法附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 消費税及び地方消費税並びに富山県が賦課徴収する全ての税について未納のない者であること。
- (9) 法人税、地方税及び社会保険料を滞納していない者であること。
- (10) 報奨・罰則に関する規程を設けている者であること。
- (11) 機密漏えい防止に関する規程を設けている者であること。
- (12) 警察署長の求めに応じ、速やかに対応できると認められる者であること。

### 3 入札参加資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」とい

う。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を提出し、入札に参加する資格の確認を受けなければならない。

なお、申請書若しくは資料を提出しない者又は入札に参加する資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(2) 申請書の書式は、入札説明書による。

(3) 資料は、次のとおりとする。

ア 道路交通法第51条の8第1項及び第6項の規定により通知された富山県公安委員会の登録又は更新通知書の写し

イ 6名分以上の駐車監視員資格者証の写し

ウ 富山県知事からの物品等競争入札参加資格者決定通知書の写し

(4) 申請書及び入札説明書の交付期間

平成27年1月23日から同月30日までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(5) 申請書及び資料の提出期間

平成27年1月26日から同年2月2日までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、競争入札参加資格審査を現に申請している者にとっては、(3)ウの書類は、開札時に提出すること。

(6) 申請書及び入札説明書の交付場所、申請書及び資料の提出場所並びに問合せ先(この公告に関する事務を担当する室課の名称)

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

電話 076-441-2211

(7) 提出方法

直接持参すること。

(8) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認の結果は、平成27年2月12日までに申請者に文書で通知する。

(9) 委託仕様書の交付方法

平成27年2月12日から同月18日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、(6)に掲げる場所において入札参加資格が有る旨の通知をした者に対し、無料で交付する。

なお、郵送による交付は行わない。

(10) その他

ア 資料の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された資料は、入札参加資格の有無の確認以外には使用しない。

ウ 提出された資料は、返却しない。

エ 提出した資料に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札参加資格がないと認めた者に対する理由説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)により説明を求める場合には、平成27年2月13日までに説明を求める旨を記載した書面を持参により提出しなければならない。

(3) (2)により書面が提出されたときは、平成27年2月18日までに文書により回答する。

(4) (2)の書面の提出場所は、3(6)に掲げる場所とする。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所

3(6)に掲げる場所

(2) 入札書の提出期限

平成27年2月20日 午前9時50分

(3) 入札書の提出方法

直接持参すること。

6 開札の日時、場所等

(1) 開札日時

平成27年2月20日 午前10時

(2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部 2 階 204 会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない入札参加者は、開札日の前日までに、その旨を 3(6)の機関に届け出るものとする。

#### 7 入札保証金に関する事項

免除とする。

#### 8 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 虚偽の申請書又は資料を提出した者の入札

(3) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(4) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

#### 9 入札の方法

落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 10 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 11 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) その他詳細は、入札説明書等による。

**物品等の売却に係る一般競争入札の実施**

物品等の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成27年1月23日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 入札に付する事項

## (1) 売却物品等の名称及び数量

ア 除雪ダンプ	1台
イ 除雪トラック	1台
ウ ローター除雪車	1台
エ 特殊車ショベルローダ	1台
オ 凍結防止剤散布車	1台

## (2) 売却物品等の機能、性能等

入札説明書による。

## (3) 引渡期限

平成27年3月27日

## (4) 引渡場所

入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の

規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者又は当該売却物品等を直接自己の事業目的に使用する者であること。

(3) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。

### 3 競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加申込書を当該入札参加申込書の提出期限までに、4の(1)の機関へ直接持参するか又は郵便（4の(3)の提出期限までに必着とすること。）により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することができない。

### 4 入札参加申込書の提出場所等

(1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

平成27年1月23日から同年2月3日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札参加申込書の提出期限

平成27年2月9日 午後5時15分

### 5 入札書の提出方法

直接持参する方法とする。

### 6 入札及び開札の日時、場所等

(1) 入札及び開札日時

ア 平成27年2月18日 午後2時

イ 平成27年2月18日 午後2時15分

ウ 平成27年2月18日 午後2時30分

エ 平成27年2月18日 午後2時45分

オ 平成27年2月18日 午後3時

(2) 入札及び開札場所

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。

7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額とするので、消費税及び地方消費税を含めた総額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）で記載すること。

11 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札したものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 入札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

12 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。